

バンドル・ディスカウントに関する検討会（第3回）議事要旨

- 1 日時 平成28年9月20日（火）16:00～17:40
- 2 場所 中央合同庁舎6号館B棟16階公正取引委員会経済取引局第1会議室
- 3 検討会委員 第1回資料参照
- 4 議事次第 最終報告書について
- 5 議事概要

本検討会に係る最終報告書の方向性について議論を行った。議論の概要は次のとおり。

- DAテストの位置付けを明確にすべき。DAテストは、違法性を判断するための一つの「基準」として用いられるのであって「要件」ではない。DAテストだけで違法性を判断できると事業者が誤解しないよう留意が必要。
- 抱き合わせ該当性判断におけるDAテストの意義は、「強制」性の判断である。米国シャーマン法1条の事案で、単品購入の価格が高くセット割引が大きい場合、実質的にセットで買わざるを得ない状況（強制）に当たるか否かについてDAテストで判断した事案がある。
- セット割に関する費用面を考える際、一の事業者が複数の財を供給する場合にコストカットを達成することが想定される。企業結合の効率性向上効果の考慮と同様、セット割を行う事業者にとっては正当化事由になり得る。また、どの時点におけるどの範囲の費用を用いるかによって、費用の額は大きく変わる。複数財に共通する費用の配賦の問題もある。費用や正当化事由について、最終報告書でどこまで記載すべきか検討が必要。
- 検討対象とすべき主体の本質的な要素は、「市場支配力を有するか否か」ではなく、「主たる商品に高い値段を設定できる立場にあるか否か」である。例えば、個々は市場支配力を有するには至らない複数の企業による協調的寡占の状態であっても、本来の競争価格よりも高い値段を設定できる。この場合、たとえセット割の「模倣可能性」が高くても、競争上問題が無いとはいえないのではないか。また、主たる商品から従たる商品への補填が問題であるという整理も可能。
- セット割の本質は、「価格低下」ではなく、「単品購入との価格差」である。例えば、セット割の開始とともに単品販売の価格を上げる戦略が想定される

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局経済調査室
電話	03-3581-5480（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

が、この場合、実質的な「価格低下」を伴わないセット割となる。

- 「排除効果」の語が、単に「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ」を意味するのか、又は、「人為的な手段で他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ」まで含めて意味するのかを明確にすべきである。また、「人為性」と「排除効果」の関係についても整理が必要ではないか。米国において、セット販売によって「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ」が発現している場合であっても、DAテストをクリアしたことをもって違法性無しと判断され得ることに鑑みれば、大幅のセット割で複数財をまとめて販売する行為自体を「人為性」として認識し、DAテストの位置付けは、「排除効果」よりも「人為性」により関係するという整理があり得るのではないか。
- セット割によって具体的にどのような付加価値・機能が創出され、またその付加価値の一部を実際に消費者が享受できるのか否かについても記載してもよいのではないか。
- セット販売について、事業者・消費者間の契約内容や、それに伴うスイッチングコストについて、より詳細に記載してはどうか。
- ある事業者のセット割メニューが実際に費用割れか否かを判断する際、例えば、料金が固定料金と従量料金の二段階の場合、消費者の使用量やセット割の態様（固定額割かどうか等）によって、費用割れになったりならなかったりするのではないか。この場合、ある事業者の特定のメニューを一律に費用割れだと判断するのは困難である。

6 今後のスケジュール等について

- 次回（第4回）検討会は、10月下旬に開催予定。引き続き、最終報告書の取りまとめについて議論を行う予定。

以上

（文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。）